

令和5年6月9日（金）午前9時30分より、6月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）  
議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）  
議案第5号 あっせん申し出について  
報告第1号 農地改良行為届について  
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和5年7月10日（月） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏  
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司  
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰  
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治  
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美  
【欠席委員】 15番 山見良一

事務局 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は7番、8番の方お願いします。

事務局 辻 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名7番、8番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地改良行為届について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地分譲7区画になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の準工業地域で第3種農地判断となります。現況は草が生い茂っており、遊休農地となっています。雨水は敷地内の開発道路に集水桝と側溝を新設し、北側の既存の水路に放流する計画です。上下水道は西側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはL型擁壁とコンクリートブロック5段を利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。また、計画の北側に一部町所有の道路がありますが、そこについては、建設課と協議されており、開発道路と交換帰属をされるそうです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は欠席となりますが、事務局話は聞いてますか。

事務局 辻 周りに農地はなく、道路よりも高くなっている部分は削って道路の高さに合わせられることから問題ないだろうという話は聞いています。溝については土木が確認しているそうです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 これは田と畑どっちなんですか。現地を見たところ土が盛られていたようですが、いつからこうなっているんですか。

3番 平田委員 昔から今のようになっています。いつからかは分かりません。

5番 白石委員 自分が40歳くらいの時にはなっていたのではないかと思います。30年以上前のことではないですかね。

議長 柳 昔は30cmくらい上げるだけなら地元の農業委員に言うくらいで良かった時代でした。それが積み重なったら1mくらいになってたものもあります。今は厳しくなり、少しでも高くするためには必ず手続きしなければなりません。

9番 佐田委員 北側の道路の部分が開発されたら通り抜けできなくなってしまうんじゃないですか。

事務局 辻 道の部分は一部分しかなく、元々通り抜けできるような道ではありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は敷地拡張による露天資材置場になります。

今年農振除外がなされた案件になります。申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は自然流下で西側の道路側溝に放流する計画です。汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては既

存の擁壁を利用し、緩衝地を設ける計画です。また、20cm切土されるそうです。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 問題ないかと思います。ただ、今回の申請は既に資材置場として利用されていたものを撤去されて申請されています。皆さんも申請が出された時は気を付けて現地を確認してください。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

#### <事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は盛土による農地改良になります。

申請地は、北部地区で基盤整備されたばかりの農地で農振農用地になります。東側の農地と同じ高さに合わせて耕作しやすくするための申請です。雨水は北側の既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては畦の計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 申請通りお願いします。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

2番 棚町委員 前回も同じような申請があったかと思いますが、基盤整備の時にまとめて申請するとかはできなかったのでしょうか。

10番 樋口委員 県からは基盤整備後は1回耕作して下さいと言われていています。それで問題が起きたら自分で盛土などして下さいとのことです。ここも1度米を植えられています。その結果、周りが3枚とも高く、ここだけ水没してしまったため、東側と同じ高さに揃えられるために盛土をすることになりました。県などにどれだけ抗議しても基盤整備前と同じ田面で合わせているとしか言われません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

5番 白石委員 用水はどこから取られるんですか。

10番 樋口委員 南側に用水路があります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

#### <事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は田6筆10、515㎡の売買で反当り30万円になります。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

14 番 渡邊委員 義理の弟が買うそうです。耕作面積が0となっていますが、農業経験はあり、近所の人に手伝ってもらって耕作されるそうです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番は畑1筆1,006㎡の売買で7,042,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10 番 樋口委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18 番 河野委員 最初に来た時はゴルフ場の植木や芝を植えられるという話で、牛ふんを入れっぱなしにされたり、畦道まで管理されていなかったりしてましたが、最近はよく耕されてはいます。ただし、まだ作付けまではできてません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田3筆7,684㎡の売買で5,100,000円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については①5,623㎡の田②3,657㎡の田③1,596㎡の田3筆の売買希望です。申出者は反当り60～90万円での売買を希望されています。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は森田委員と白石委員の2名をお願いします。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については643㎡の田1筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は久保委員と黒岩委員の2名をお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地改良行為届について説明>

事務局 辻 758㎡の田を70cm盛土する改良行為の届出になります。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。